

(11)カメムシ対策

I. 斑点米カメムシ類の発生要因解析と今後の防除対策について(要旨)

植物防疫法に基づき「指定有害動植物」として指定されている斑点米カメムシ類のまん延及び被害防止を図るため、このたび、14道県の協力を得て、その基本となる発生要因の解析を検討するとともに、今後必要となる対策を取りまとめた。

その概要は以下のとおりである。

1. 多発生要因の解析

近年、斑点米カメムシ類の発生が問題となつている要因は(1)のとおりであり、さらに、平成11年度は(2)及び(3)の要因もあいまって、過去最高値の発生を記録したと考えられる。

(1)近年における発生の特徴

発生する斑点米カメムシ類の優占種が大きく変化しており、その発生時期の長期化、多発生地域の拡大が問題となっている。特に近年は、従来問題とならなかった東北北部でも被害が報告されるようになっている。

また、休耕地、イネ科の地力増進作物や牧草が作付けされている転作田等においても多発している。

(2)気象、栽培品種、作付状況等の環境条件からみた多発生要因

① 増殖に好適な高温条件

増殖に好適な高温条件が、春先から続いたことにより雑草地等での増殖が進み、活動の活発化によって広域に分散した。更に高温に伴い水稻の出穂期が早まっており、水田への進入が増加した。

② 発生源の増加

①によって、雑草地のみならず、近年増加している地力増進作物、飼料作物、休耕地における雑草等においても多発した。

③ 作付の早期化

良食味の早期栽培品種(あきたこまち等)が増加しており、かつ中生品種であるコシヒカリについても、その作付が早期化していることから被害を受けやすくなった。また、夏季の高温により「割れ籾」が発生しやすい品種があり、被害発生を助長した。

(3)防除の実施からみた要因

① 地域一斉防除の減少

航空防除及び地上の共同防除を取りやめた地域において、斑点米カメムシ類の被害が増加した。

② 天候不順による防除の不徹底

出穂期に降雨が続いた場合、斑点米カメムシ類に限らず、防除ができないことから、多発生につながった。

③ 斑点米カメムシ類以外の着色粒発生

斑点米カメムシ類に対し、防除が実施された場合であっても、斑点米カメムシ類以外の病害虫による着色粒の発生が問題となっている地域がある。

2. 今後必要となる対応

(1)平成12年度から発生予察事業等に対応すべき事項

① 発生予察調査活動の強化、防除指導の徹底

指定有害動植物のまん延が予想される場合、よりきめ細かい発生予察情報を提供する観点から、調査方法(調査項目)を充実させる必要がある。

また、農薬の適正な使用の確保を図るため、天敵に影響が少ない農薬の選定にも留意する必要がある。

② 草刈りについて

前年度多発した地域であっても、通常の薬剤防除と組み合わせ、水田周辺の草刈りを実施することによって、斑点米カメムシ類の発生を抑制する。

また、河川敷等の広域な雑草地については、その管理者に対し草刈りのスケジュール調整等の協力依頼を行い、水田地域への進入を防止する必要がある。

③ 航空防除について

斑点米カメムシ類の航空防除については、効率的かつ有効な防除対策であることが報告された。ただし、その長所を最大限引き出すためには、水稻生育ステージと斑点米カメムシ類の発生量に応じて航空防除実施スケジュールを臨機応変に調整させることが必要である。

(2) 今後改善すべき技術的課題

① 発生実態の把握

多くの地域で、発生する斑点米カメムシ類の優占種が変化している。

この結果を踏まえ、病虫害防除所等の発生予察調査、防除指導等の活動を優占種に応じて見直していく必要がある。その際、国が定めている発生予察調査実施基準を優占種ごと早急に改善する必要がある。

② 新たな技術を導入した発生予察技術の改善

導入が期待できるフェロモンが存在することから、試験研究機関の協力を得て実用化に向けた検討を開始する。

また、コンピュータを活用した発生予察が一部で可能となっており、その普及を図る。

③ 防除対策の改善

①の発生予察調査実施基準の見直しと併せ、要防除水準を改善することが必要である。また、常発地であっても、大型機械を導入して一斉防除を実施することで被害を回避することが可能であることから、天敵への影響が少ない農薬の選定を含め、技術的実証等を検討する必要がある。

④ 着色粒発生機構の解明

斑点米カメムシ類の防除が実施された地域でも、着色粒の発生が問題となっている。着色粒は、斑点米カメムシ類以外の病虫害でも発生することが明らかとなっており、斑点米及びそれ以外の着色粒も含めて、その発生機構を解明し、被害発生に応じた効果的な対策を検討する必要がある。

(3)その他

① 水田周辺の発生源に対する防除対策の確立

これまで、休耕地等の発生源については、発生予察を行うための調査対象として位置づけてきたが、近年の被害発生を踏まえ、早急に防除が必要な発生源については、具体的防除対策(薬剤防除)を実施できるよう検討する必要がある。

平成12年度以降においては、

- ・ 休耕地について農薬登録の適用拡大を行ったが、
- 更に、今後は、
- ・ 米の生産調整により、作付面積が増加している地力増進作物の転作作物や、飼料作物等についても、農薬の登録拡大を支援していく必要がある。

② 米の検査について

水稻うるち玄米等の検査規格のうち、着色粒については昭和49年に規格が設定された。開始当時は5等級であったが、昭和53年に現行の3等級に改められ、別紙のとおり行われている。(開始当時の3等級が現行の1等級、4等級が2等級、5等級が3等級に整理された。)

このような中、食糧庁が平成12年4月5日に公表した平成11年産米の検査結果では、1等米比率が62.8%とここ5年間で最低となった。その原因の一つに、全国的に斑点米カメムシ類の被害による着色粒が発生したことがあげられている。

このたび、各県からの報告では、斑点米カメムシ類の多発生が懸念される場合、着色粒の発生・被害を防ぐため、複数回の農薬防除を行うことが必要であるが、コスト、労力面から実施できない地域があること、また、より環境に配慮した防除の推進の観点から防除指導に苦慮していると指摘された。

「平成11年度における斑点米カメムシ類の発生要因の解析及び今後の防除対策について」

(平成12年8月 植物防疫課)より抜粋